

令和2年度7月定例教育委員会資料

令和2年7月27日(月曜日)

奄美市教育委員会

令和2年度 7月定例教育委員会

開会の日時：令和2年7月27日(月曜日) 午前10時15分～11時15分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	福 長 敏 文
		総 務 課 長	徳 永 恵 三
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	久 伸 博
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	大 山 茂 雄
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		総 務 課 係 長	夜 差 崇 朗

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「6月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第3号「奄美市外国語指導助手任用規則の制定」について

報告第8号「奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会委員の委嘱」について

3 その他

議案第3号

奄美市外国語指導助手任用規則の制定について

奄美市外国語指導助手任用規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和2年7月27日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市外国語指導助手任用規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 職務(第3条)
- 第3章 任期及びその終了(第4条・第5条)
- 第4章 報酬その他の給付(第6条―第9条)
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇(第10条―第14条)
- 第6章 服務(第15条―第24条)
- 第7章 懲戒等(第25条―第29条)
- 第8章 公務災害補償等(第30条・第31条)
- 第9章 補則(第32条)

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、本市において語学指導等を行う外国語指導助手の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 主として教育委員会に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (5) 学校 奄美市立学校設置条例(平成18年奄美市条例第206号)第2条に規定する学校

第2章 職務

(職務)

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 小・中学校における外国語授業等の補助
- (2) 幼稚園・小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (5) 特別活動や部活動等への協力

- (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報提供
- (7) 外国語スピーチコンテスト等への協力
- (8) 地域における国際交流事業への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、教育委員会における職務のほか、外国語担当指導主事の指示に従って学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了

(任期)

第4条 外国語指導助手の任期は、1年間とし、教育委員会の指定した日から始まる。

2 前項の任期満了後、外国語指導助手として必要な能力を有すると認める場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、引き続く5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第6条 外国語指導助手の報酬は、任用の初年度については月額28万円、再度任用された場合の2年目については月額30万円、3年目については月額32万5千円、4年目及び5年目については月額33万円とする。

- 2 報酬の支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 1日当たりの報酬の額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務日数に52を乗じたもので除して得た額とする。
- 5 1時間当たりの報酬の額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第7条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、費用を弁償する。

- 2 教育委員会は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手に対して弁償するものと

する。

(1) 第4条第1項の任期を満了すること。

(2) 任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のため日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

(損害賠償)

第9条 教育委員会は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第10条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合においては、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1

日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命じることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 外国語指導助手は、第4条第1項に定める任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇(以下「年次休暇」という。)を取得することができる。

2 年次休暇は、1日又は1時間単位で取得することができる。

3 外国語指導助手が第4条第1項の任期満了後、再度任用される場合には、14日間の限度として年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任期に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、外国語指導助手の申し出た年次休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。)を限度とする。この場合において、病気休暇を承認された期間(第25条第2項第1号に定める休職期間を含む。)と期間の間が7日に満たないときは、それらの期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 外国語指導助手の親族(次に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 次のいずれかに掲げる期間
 - ア 配偶者及び父母が死亡した場合 連続する7日の範囲内の期間
 - イ 子が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間
 - ウ 兄弟姉妹及び祖父母が死亡した場合 連続する3日の範囲内の期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女性の外国語指導助手が8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女性の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 2日を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であ

ると認められる場合 一の年において5日(養育する子が複数の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である外国語指導助手が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるた

め勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(15) 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(16) 再度任用された外国語指導助手が帰国等をする場合 7月20日から8月31日までの間の連続する14日の範囲内の期間（勤務を要しない日及び休日を含む。）

(17) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、前項第5号から第14号まで及び第16号の特別休暇は無給とする。

3 第1項第17号の特別休暇の有給又は無給の別については、教育委員会が別に定める。

第6章 服務

（職務命令に従う義務）

第15条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第16条 教育委員会は外国語指導助手の業務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第17条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 外国語指導助手は、市及び外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第19条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第20条 外国語指導助手は、地公法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第21条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地公法が禁止する争議行為をしてはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第22条 外国語指導助手は、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第23条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第24条 外国語指導助手は、自宅から教育委員会が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第25条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気(第28条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、地公法に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す

る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第26条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 地公法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第27条 第25条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第25条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 第25条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 第25条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第28条 外国語指導助手が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第29条 第13条第1項並びに第14条第1項第1号から第4号まで、第9号、第14号及び第15号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第16号及び第17号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由に

よりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書等を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。
- 4 前項の規定にかかわらず、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。
- 5 第25条第2項第2号による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第30条 外国語指導助手は、公務上の災害(負傷, 疾病, 障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は鹿児島県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和19年鹿児島県市町村総合事務組合条例第37号)の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害)

第31条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第9章 補則

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

(奄美市招致外国青年任用規則の廃止)

2 奄美市招致外国青年任用規則（平成18年奄美市教育委員会規則第 7 号）
は、廃止する。

報告第 8 号

奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会委員の委嘱について

奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会設置要綱第 3 条の規定により，奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会委員を委嘱したので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により，教育委員会に報告し，承認を求める。

令和 2 年 7 月 27 日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市公立幼稚園のあり方検討委員会委員名簿

職 名	氏 名	設置要綱第3条規定
名瀬小学校校長	廣司 正良	(2) 教育機関職員
奄美小学校校長	吉峯 進	(2) 教育機関職員
伊津部小学校校長	山田 吉夫	(2) 教育機関職員
名瀬幼稚園園長	溝田 美鶴枝	(2) 教育機関職員
名瀬幼稚園PTA会長	安田 茜	(4) 幼稚園等に通う幼児の保護者の代表者
名瀬幼稚園PTA副会長	別府 剛	(4) 幼稚園等に通う幼児の保護者の代表者
朝日小学校附属幼稚園型認定こども園副園長	昌山 美智子	(2) 教育機関職員
小宿小学校附属幼稚園教諭	水野 富美乃	(2) 教育機関職員
教育委員会事務局教育部長	福長 敏文	(5) 特に必要と認める者
奄美市福祉事務所長	永田 孝一	(5) 特に必要と認める者

委嘱(交付)期間 令和2年6月29日から令和3年3月31日まで